

## 石川町公告第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び石川町財務規則（昭和58年石川町規則第17号。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成22年4月22日

石川町長 加納 武夫

記

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 教22第4号
- (2) 工事名 石川中学校校舎（A棟）耐震補強・大規模改造工事
- (3) 工事箇所 石川町大字双里字川向地内
- (4) 予定工期 入札後の石川町議会議決の翌日から平成23年2月28日まで
- (5) 工事等概要 校舎（A棟）昭和49年建築 RC造4階建て  
延べ床面積 2,474㎡  
耐震補強工事：壁ブレース補強、補強壁  
大規模改造工事：屋根改修、建具改修、内装・外装改修、電気設備（屋内電灯、テレビ配線、防火）改修、機械設備（衛生機器トイレ、給排水、浄化槽）改修
- (6) この工事は、施行令第167条の10第2項の規定に基づく、最低制限価格を設定する工事である。

### 2 入札執行日時等

- (1) 入札日時 平成22年5月20日（木）午前10時
- (2) 入札場所 石川町総合体育館（クリスタルパーク）
- (3) 入札回数 2回までとする。
- (4) 入札の中止 参加者が1名以下の場合には、当該入札を中止する。
- (5) 入札の執行  
郵便による入札は認めないものとする。  
入札者は、入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。  
入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。
- (6) 見積内訳書の提示  
入札参加者は、入札書の入札金額に対応した見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたもの。）を提示しなければならない。  
提示する日時 平成22年5月20日（木）午前10時まで  
提示する場所 石川町総合体育館 ミーティングルーム

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿に登録されており、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 県中建設事務所管内（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡）に本店を有する者。
- (4) 建築一式工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (6) 最新の建築工事に係る「経営事項審査結果通知書 建築一式」の総合評定値が750点以上であること。
- (7) 建築工事業に係る建設業法第3条の規定に基づく許可後の営業年数が3年以上であること。
- (8) 一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として工事現場に専任配置できること。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、石川町制限付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条に基づき、次に掲げる書類を地域づくり推進課管理係に持参提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 配置予定技術者等の資格・経験通知書（様式第4号）

ウ 特定建設業許可通知書の写し

エ 経営事項審査結果通知書の写し

オ 長形3号封筒 1通（参加資格結果通知等の送付用、80円切手を貼付し送付先を明記したもの。）

- (2) 申請書の受付

ア 受付期間 平成22年4月22日（木）から

平成22年5月10日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで）

イ 受付場所 地域づくり推進課管理係（石川町役場本庁舎2階）

ウ 受付方法 持参提出のこと。（郵便等によるものは受け付けない。）

申請書は、地域づくり推進課管理係で直接配付するほか、町ホームページからダウンロードすること。

( 3 ) その他

提出期限以降に提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。  
提出書類の作成、提出及び説明に要する費用は、申請者の負担とする。  
提出書類は返却及び公表は行わず、他の用途には使用しない。

5 設計図書等の閲覧

申請書の受付終了後、設計図書を次のとおり閲覧に供する。

- ( 1 ) 閲覧場所 石川町教育委員会教育課（石川町役場分庁舎 2 階）
- ( 2 ) 閲覧期間 平成 2 2 年 4 月 2 2 日（木）から  
平成 2 2 年 5 月 1 0 日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）
- ( 3 ) 設計図書等閲覧及び貸出  
設計図書等の閲覧は、設計図書閲覧申請書により貸し出すものとする。  
（貸し出しについては、閲覧期間内とする。）

6 質問書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、質問書を持参または Fax で提出すること。

- ( 1 ) 提出場所 教育委員会教育課総務係（Fax の場合は 0247-26-1638）
- ( 2 ) 提出期限 平成 2 2 年 5 月 1 0 日（月）正午まで
- ( 3 ) 質問書に対する回答  
質問書に対する回答は、平成 2 2 年 5 月 1 1 日（火）までに質問者に Fax により行うとともに、設計図書等閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。

7 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

- ( 1 ) 入札に参加する者に必要な資格の確認結果については、平成 2 2 年 5 月 1 2 日（水）までに入札参加資格確認通知書（実施要綱様式第 8 号）により通知する。
- ( 2 ) 入札参加資格確認通知書で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、平成 2 2 年 5 月 1 4 日（金）午前 1 0 時までに地域づくり推進課管理係に説明を求める書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。
- ( 3 ) 町は、入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて説明を求められたときは、平成 2 2 年 5 月 1 7 日（月）までに書面により回答する。

8 入札の無効

- ( 1 ) 入札参加資格のない者の行った入札
- ( 2 ) 入札に関する条件等に違反した入札
- ( 3 ) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- ( 4 ) 虚偽の申請を行った者の行った入札

## 9 入札保証金の納付

免除とする。ただし、落札者において契約を締結しないときは、見積に係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

## 10 契約保証金の納付

契約を締結しようとするもの者は、石川町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納め、又は契約保証金に代わる担保となる有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、石川町が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証券を提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除する。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

## 11 その他

### (1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者の内、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

### (2) 契約の締結

契約は、石川町工事請負契約約款を適用する。

### (3) 契約の成立

契約は、平成22年5月開催予定の石川町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、石川町は一切その賠償の責に任じないものとする

### (4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2により、契約に当たっては有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限切れ事業者とは契約することができないので注意すること。

- (5) 石川町財務規則及び実施要綱については、町ホームページで確認すること。（町ホームページ URL <http://www.town.ishikawa.fukushima.jp>）

( 6 ) 本公告に係る様式については、地域づくり推進課管理係で受取るか、町ホームページに掲載されている実施要綱よりダウンロードして使用すること。

( 7 ) 問い合わせ先

ア 入札について

地域づくり推進課管理係 電話 0 2 4 7 - 2 6 - 9 1 1 5

イ 工事等について

教育委員会教育課総務係 電話 0 2 4 7 - 2 6 - 9 1 3 4